

居宅介護支援重要事項説明書

2026年6月1日現在

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-537-8801 (午前9時から午後6時まで)

ご不明な点は、お気軽に何でもおたずねください。

営業時間

月曜日～金曜日 午前9時から午後6時まで (土・日曜日・祝祭日・12月29日～1月3日は休業)

介護支援専門員 中川正己 望月華津子 上田貴明 田口智子 福田秀美

2. 居宅介護支援事業所の概要および担当者

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ワハハケアプランセンター
所在地	〒190-0002 東京都立川市幸町 2-17-4 SONOBE ビル 203
指定事業所番号	(立川市指定) 1373003613
サービスを提供する実施地域※	立川市・国分寺市・昭島市・小平市・武蔵村山市・東大和市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

管理者 介護支援専門員兼務 (主任介護支援専門員) 常勤 1名
介護支援専門員 (主任介護支援専門員3名含) 常勤 5名

(3) 担当者 _____

3. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は速やかに主治医や利用者の家族に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

営業時間以外の緊急時の連絡先等は以下の通りです。

- ・緊急連絡先 ワハハケアプランセンター 電話 042-537-8801
- ・対応時間 24時間連絡対応可能です。電話は転送にて当番の担当者につながりますので常時連絡が可能です。当番にて担当介護支援専門員に連絡をとり必要な措置を講じます。

4. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① 窓口もしくは電話等でお申し込み下さい。利用の申し込みを受付し契約締結の手続きをします。
- ② 利用者宅を訪問し、居宅サービス計画ガイドライン等により、心身の状況、要望などの課題を把握します。
- ③ 課題を整理しながら利用者の要望をまとめ、居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 原案をもとに、利用者の参加または意向により、サービス提供事業者との打ち合わせを行い、実施にあたっての介護目標などの確認をし、居宅サービス計画を確定します。
- ⑤ 利用者宅を毎月少なくとも1回(テレビ電話特例を除く)訪問し、居宅サービス計画が適正に実施されているか確認(モニタリング)を行います。なお、心身の状況変化や必要性に応じて、月に複数回訪問することもあります。
- ⑥ 前項の除外要件(利用者の同意、主治医の意見、多職種連携等)を満たす場合に限り、居宅への訪問を「少なくとも2ヶ月に1回」へ緩和し、訪問しない月はテレビ電話等での面接に代えることができます。ただし、対面での面接(複数回訪問を含む)が必要と判断した場合は、速やかに通常の訪問体制へ戻します。
- ⑦ 利用者の心身の状況や要望に変化があるときは、居宅サービス計画を見直します。

5.利用料金

(1) 利用料

居宅サービス計画作成費は、介護サービスの開始以降1ヶ月にあたり要介護度によって次のようになります。ただし、法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し介護給付費が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。

*保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、介護報酬公示額（下記料金）をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、市区町村の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

【介護報酬公示額（2026年6月改定対応）】 (立川市は4級地単価：1単位＝10.84円適用)

居宅介護支援費 I (i) (45名未満)	要介護 1・2	1,086単位	11,772円
	要介護 3・4・5	1,411単位	15,295円
居宅介護支援費 I (ii) (45名以上60名未満)	要介護 1・2	544単位	5,896円
	要介護 3・4・5	704単位	7,631円
居宅介護支援費 I (iii) (60名以上)	要介護 1・2	326単位	3,533円
	要介護 3・4・5	422単位	4,574円
初回加算		300単位	3,252円
特定事業所加算Ⅱ		421単位	4,563円
特定事業所加算Ⅲ		323単位	3,501円
入院時情報連携加算 (I)		250単位	2,710円
入院時情報連携加算 (Ⅱ)		200単位	2,168円
退院・退所加算 (I) イ		450単位	4,878円
退院・退所加算 (I) ロ		600単位	6,504円
退院・退所加算 (Ⅱ) イ		600単位	6,504円
退院・退所加算 (Ⅱ) ロ		750単位	8,130円
退院・退所加算 (Ⅲ)		900単位	9,756円
緊急時等居宅カンファレンス加算		200単位	2,168円
ターミナルケアマネジメント加算		400単位	4,336円
通院時情報連携加算		50単位	542円

【新設】 介護職員等処遇改善加算： 所定の総利用単位数の 2.1 % に相当する単位数

*定めのある全ての加算、減算を適用いたします。

(2) 交通費

訪問に要する交通費についての費用は一切いたしません。

(3) その他・支払い方法

料金が発生する場合は月ごとの清算とし、翌月10日までに前月分の請求をいたしますので月末までにお支払いください。お支払い方法は現金払いとさせていただきます。

6.契約の終了と解除

①ご利用者様のご都合で契約を終了する場合

文書でお申し出されればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1か月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。
- ・利用者がお亡くなりになった場合、または被保険者資格を喪失したとき。

④その他

利用者や家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、暴言・暴力・脅迫・強要・セクシャルハラスメント・カスタマーハラスメント等本契約を継続しがたい背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即時に契約を解除させていただく場合があります。

7.苦情相談窓口

(1) 当事業所の相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情、および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談や苦情を承ります。

担当 管理者 中川正己 電話番号 042-537-8801

受付時間 午前9時00分から午後6時00分（休業日を除く）

(2) その他当事業所以外に、行政に相談や苦情を伝えることができます。

立川市	介護保険課 事業者係	042-523-2111(代表)
国分寺市	高齢福祉課	042-325-0111(代表)
日野市	介護保険課	042-585-1111(代表)
小平市	高齢者支援課	042-341-1211(代表)
武蔵村山市	高齢福祉課	042-590-1233(代表)
東大和市	介護保険課	042-563-2111(代表)
昭島市	介護福祉課	042-544-5111(代表)
国立市	高齢者支援課	042-576-2111(代表)
東京都国民健康保険団体連合会苦情相談窓口		03-6238-0177

8.虐待防止に関する事項

(1) 事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じる。

- ①虐待防止に関する指針の整備、責任者の選定及び設置。
- ②従業者に対し虐待の防止を啓発・普及する為の研修を定期的実施します。
- ③虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底します。
- ④成年後見制度の利用支援。
- ⑤苦情解決体制の整備。

(2) 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに区市町村に通報するものとします。

9.衛生管理等

(1) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③事業所における感染症及びまん延防止のための指針を整備します。
- ④従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- ⑤感染症の予防及びまん延防止の対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。

10.身体拘束について

- ① 事業所は、利用者の居宅において身体拘束その他の行動制限（以下「身体拘束等」という）が行われないよう、適切な居宅サービス計画の作成や家族への丁寧な助言等により、その防止と解消に努めるものとする。
- ② ただし、認知症の症状等により自傷他害の恐れがあるなど、生命・身体の保護のため緊急やむを得な

い場合は、関係事業者と連携し、3要件（緊急性・非代替性・一時性）を満たす場合に限り、一時的に必要な最小限の範囲で身体拘束等が行われることがある。その際、利用者や家族に説明し同意を得るとともに、居宅サービス計画にその理由等を明記する。

③前項の要件を満たさない不適切な身体拘束等を発見した場合は、速やかに区市町村へ通報する等の措置を講じる。

④ 緊急やむを得ない身体拘束等の事例を把握した場合、又は通報を行った場合は、その状況、3要件の検討内容、家族への対応、関係機関との連携等の経過を詳細に記録し、適切に保存しなければならない。

11.業務継続計画の策定等

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12.事業者の理念

- ・利用者の尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、公正中立に居宅サービス計画の作成を支援します。
- ・居宅サービス計画に添ったサービス提供が迅速になされるよう、サービス提供事業者との連絡調整その他に努めます。
- ・利用者が居宅介護計画の変更を希望した場合、あるいは心身の状況の変化により要介護認定区分または居宅介護計画の変更が必要と判断した場合は、速やかに必要な対応を致します。
- ・利用者ご本人やご家族が笑顔で過ごせるよう支援致します。

13.質の高いケアマネジメントの推進

- ・利用者やその家族に対して必要に応じて複数の居宅サービス事業所の紹介や、当該事業所をケアプランに位置付けた理由の説明を行います。
- ・必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援等のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供される居宅サービス計画を作成します。
- ・公正中立性の確保を図る観点から、以下について説明を行うと共に、介護サービス情報公表制度において公表します。
 - ① 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合。
 - ② 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合。

以上